

## 2 川崎市公害研究所放射線障害予防要領

昭和 57 年 4 月 1 日制定

川 崎 市 環 境 保 全 局



# 川崎市公害研究所放射線障害予防要領

## (目的)

第 1 条 この要領は、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、川崎市公害研究所（以下「研究所」という。）における放射性同位元素装備機器（以下「機器」という。）の使用、管理等について必要な事項を定め、もって放射線障害を防止し、職員の安全を確保することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要領において「機器」とは、エレクトロン・キャプチャ・ディテクタを装備したガスクロマトグラフ及び重油硫黄量測定装置をいう。

## (管理区域等)

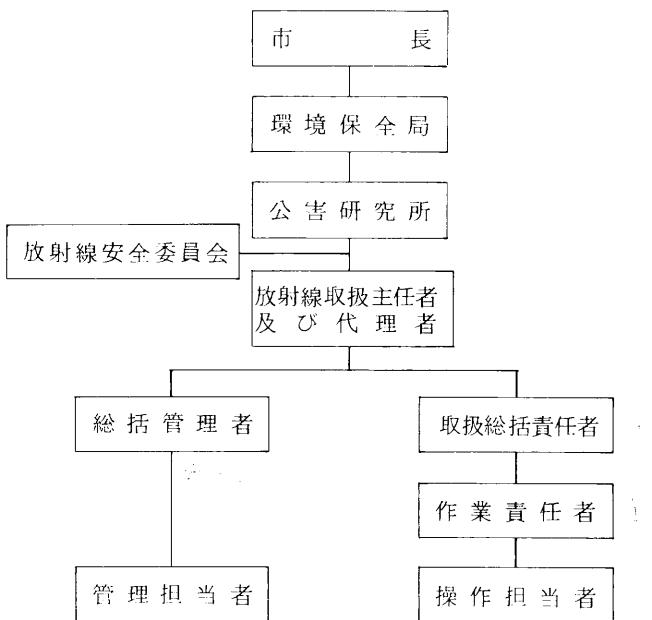
第 3 条 管理区域は機器とし、当該区域の境界は機器の表面とする。

## (防止義務)

第 4 条 機器等の管理又は取扱業務に従事する者は、法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号）、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところに従い、放射線障害の防止に努めなければならない。

## (組織)

第 5 条 防射線障害防止のための組織は、次のとおりとする。



(放射線安全委員会 )

第 6 条 放射線安全委員会（以下「委員会」という。）は、放射線障害を防止し、職員の安全を確保するため必要な事項を調査審議する。

2 委員は、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）、主任者の代理者（以下「代理者」という。）及び次の職にある者をもって充てる。

- (1) 研究所長
- (2) 主幹（事務担当）
- (3) 主幹（大気研究担当）
- (4) 主幹（水質研究担当）

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は研究所長を、副委員長は主任者をもって充てる。

4 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会は、調査審議事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

7 委員会の庶務は、研究所事務担当において処理する。

8 前各項に定めるものほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(主任者等の選任 )

第 7 条 市長は、法第 3・4 条第 1 項又は法第 3・7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、主任者及び代理者を選任しなければならない。

2 前項に規定する主任者及び代理者は、環境保全局長の推薦した者の中から市長が指名する。

(主任者の職務 )

第 8 条 主任者の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 川崎市公害研究所放射線障害予防要領の制定及び改廃の案の作成に関すること。
- (2) 放射線障害防止のための重要な計画の企画及び立案に関すること。
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告に関すること。
- (4) 事故、機器の異常等の発生原因の調査に関すること。
- (5) 機器の管理、取扱い等に係る指導、助言及び勧告に関すること。
- (6) 機器に係る使用状況書、帳簿その他の書類の監査に関すること。
- (7) 前各号に定めるものほか、放射線障害の防止に必要な事項に関すること。

(代理者の職務 )

第 9 条 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、その職務を代理する。

(総括管理者 )

第 10 条 機器並びに機器を使用する室（以下「室」という。）及び当該室の電気設備、給排水設備及び給排気設備の適正な管理を行うため、総括管理者を置き、当該管理者は、主幹（事務担当）をも

って充てる。

(管理担当者)

第11条 機器等の管理を行うため、管理担当者を置き、当該担当者は、研究所長が指名する。

2 管理担当者の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 総括管理者の補佐に関すること。
- (2) 機器の保管に関すること。
- (3) 放射線の測定に関すること。
- (4) 放射線測定機器の保守及び管理に関すること。
- (5) 機器取扱いに係る教育及び訓練計画の企画及び実施に関すること。
- (6) 第2号から前号までに規定する事項の記録の作成及び保存に関すること。
- (7) 法令に基づく届出等の事務手続き、関係行政機関との連絡及び調整に関すること。
- (8) 前各号に定めるものほか、機器等の管理に必要な事項に関すること。

(取扱総括責任者)

第12条 機器の取扱い及び保守並びに室の使用責任者として、取扱総括責任者を置き、当該責任者は、主幹（大気研究担当）及び主幹（水質研究担当）をもって充てる。

2 取扱総括責任者は、放射線障害防止のために必要な措置を講ずるとともに、常に総括管理者と協議し、放射線障害の防止に努めなければならない。

(作業責任者)

第13条 機器の安全な取扱いを図るため、作業責任者を置き、当該責任者は、取扱総括責任者が指名する。

- 2 作業責任者は、取扱総括責任者の指示を遵守するとともに、機器の取扱い、保守等について正確に記録しておかなければならない。
- 3 前項に規定する記録は、必要に応じて取扱総括責任者を経て、総括管理者に提出しなければならない。

(操作担当者)

第14条 機器の適正な使用を図るため、操作担当者を置き、当該担当者は、機器を使用する前にあらかじめ、取扱総括責任者が指名する。

2 操作担当者は、機器の使用に関しては、主任者若しくは代理者、取扱総括責任者又は作業責任者の指示を遵守しなければならない。

(使用禁止)

第15条 操作担当者以外の者は、機器を使用してはならない。

(巡視等)

第16条 総括管理者は、常に室の巡視並びに電気設備、給排水設備及び給排気設備の点検を行い、放射線障害の防止に努めなければならない。

(検査等)

第17条 取扱総括責任者は、定期的に機器の検査を行わなければならない。

2 前項に規定する検査の回数は、年1回以上とする。

3 取扱総括責任者は、第1項に規定する検査を行ったときは、当該検査結果を総括管理者を経て、主任者及び研究所長に報告しなければならない。

(異常の発見)

第18条 総括管理者又は取扱総括責任者は、点検、検査等の結果、異常を発見したときは、直ちにその旨を主任者及び研究所長に報告するとともに、修理等必要な措置を講じなければならない。

2 総括管理者又は取扱総括責任者は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を主任者及び研究所長に報告しなければならない。

(使用)

第19条 操作担当者は、機器を使用する場合には、取扱総括責任者又は作業責任者の指示及び監督のもとに、次の各号に従い、使用しなければならない。

(1) 機器の使用は、所定の場所及び方法によること。

(2) 装備された放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないよう使用すること。

(3) 機器の使用中は、フィルムパッチ又はポケット線量計を携行すること。

2 操作担当者は、使用中の機器に故障その他の異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに当該機器の使用を中止するとともに、その旨を主任者及び取扱総括責任者に報告しなければならない。

3 主任者及び取扱総括責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、研究所長に報告するとともに必要な措置を講じなければならない。

(線源の保管)

第20条 取扱総括責任者は、洗浄、交換等必要な場合以外は、常に機器内に線源を保管しておかなければならぬ。

(注意事項の掲示)

第21条 取扱総括責任者は、機器取扱いに関する注意事項を、機器設置場所付近の見やすい所に掲示しておかなければならぬ。

(施錠)

第22条 取扱総括責任者は、室を使用していないときは、常に当該室の出入口の戸に施錠しておかなければならぬ。

(運搬)

第23条 取扱総括責任者は、機器の修理又は洗浄等のため、運搬する必要が生じたときは主任者の立会いのもとで、法第18条第1項及び規則第18条第1項に規定する運搬の基準に従って行わなければならない。

(業者への引渡し等)

第24条 取扱総括責任者は、線源の洗浄等のため、機器から線源を取り外し、業者に郵送し、又は引き渡す必要が生じたときは、主任者の同意を得たうえでなければ郵送し、又は引き渡してはならない。

(廃棄)

第25条 老朽化その他の理由により機器を廃棄するときは、主任者の同意を得たうえで廃棄業者に引き渡すものとする。

(測定等)

第26条 管理担当者は、法第20条第1項及び規則第20条第1項の規定により、放射線量率又は粒子束密度及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

2 測定の場所は、機器の表面及びその周辺とする。

3 第1項に規定する測定は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 新たに使用する機器の場合 使用開始前
- (2) 現に使用している機器の場合 6月を超えない使用期間ごとに1回以上
- (3) 線源を交換した場合 交換の都度

4 管理担当者は、第1項の規定により測定を行ったときは、当該結果を記録するとともに、主任者に報告しなければならない。

5 前項に規定する測定結果の記録は、研究所事務担当において5年間保存しなければならない。

第27条 操作担当者は、機器を使用するときは、必ず被ばく線量を測定し、当該結果を記録しておかなければなければならない。

2 前項に規定する測定結果の記録は、研究所事務担当において永年保存しておかなければならぬ。

(教育等)

第28条 管理担当者は、放射線障害を防止するため、機器の取扱業務に従事する者に対し、規則第21条の2第1項及び次の各号に定めるところに従って、必要な教育及び訓練を行わなければならぬ。ただし、放射線障害防止のための十分な知識及び技能を有していると研究所長が認める者に対しては、教育及び訓練の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 法令及びこの要領の解説に関すること。
- (2) 放射線についての基礎知識に関すること。
- (3) 放射線障害とその発生防止に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

2 前項に規定する教育及び訓練の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 新たに機器取扱業務に従事する者 取扱業務開始前
- (2) 現に機器取扱業務に従事する者 毎年5月

3 管理担当者は、第1項に規定する教育及び訓練に関する記録を作成し、当該記録を総括管理者を経て、主任者に提出しなければならない。

4 前項に規定する記録は、研究所事務担当において保存する。

(健康診断等)

第29条 研究所長は、機器を初めて取り扱う者については、取り扱う前に、また、現に機器取扱業務に従事している者については、6月を超えない期間ごとに1回以上の健康診断を行わなければならない。

2 研究所長は、機器取扱業務に従事する者が規則第22条第1項第3号に規定する事項の一に該当するときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく臨時の健康診断を行わなければならない。

- 3 健康診断の結果、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある者があるときは、その程度に応じ配置転換等により、その者の勤務について措置するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により健康診断を行ったときは、当該結果を所定の様式に従って記録し、これを研究所事務担当に永年保存しなければならない。
- 5 前項に規定する記録の写しは、健康診断を受けた者に対し、その都度交付するものとする。

(記録及び保存)

第30条 取扱総括責任者は、室に法第25条第1項及び規則第24条第1項第1号の規定により所定の事項を記載する帳簿を備え付けなければならない。

- 2 操作担当者は、機器を使用する都度、必要事項を前項に規定する帳簿に記入し、使用後は作業責任者に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定する帳簿は、各年度ごとに閉鎖し、当該閉鎖した帳簿は、研究所事務担当に5年間保存しなければならない。

(危険時の措置)

第31条 震災、火災その他の災害により、放射線障害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき(以下この条において「災害の発生」という。)は、次の各号の定めに従って緊急の措置を講じなければならない。

- (1) 災害の発生を発見した者は、放射線障害の拡大防止に努め、かつ、直ちに主任者に連絡すること。
- (2) 主任者は、災害の発生の連絡を受けたときは、直ちに総括管理者及び取扱総括責任者に連絡するとともに、最寄りの警察署及び消防署並びに科学技術庁長官に通報すること。
- (3) 主任者は、前号に規定する連絡及び通報を行ったのち、直ちに災害の発生現場に急行し、放射線障害の防止に関する指示を与えること。
- (4) 主任者は、機器を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、なわを張り、標識等を設け、かつ、見張人を付けて関係者以外の者が立入ることを禁止すること。
- (5) 主任者は、放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちにその拡大の防止及び汚染の除去を行うこと。
- (6) 主任者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がある場合は、直ちに救出避難させる等の緊急の措置を講ずること。

- 2 機器及び放射性同位元素の盗難、所在不明等の事故を発見した者は、直ちに主任者に連絡し、主任者は研究所長に報告するとともに警察署及び消防署並びに科学技術庁長官に報告しなければならない。

(委任)

第32条 この要領に定めるもののほか、放射線障害の防止に関する事項は、研究所長が定める。

付 則

この要領は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正要領は、昭和 61 年 7 月 25 日から施行する。

付 則

この改正要領は、昭和 61 年 12 月 10 日から施行する。